

農業所得 収支計算の手引き

この「農業所得 収支計算の手引き」は、収支計算の流れから収支内訳書の書き方までわかりやすく説明したものですので、申告の参考にしてください。

2019年1月作成

広島県三次市

目 次

(内容) (ページ)

1 申告までの流れ	1
2 農業に関して保存しておく書類	1～2
3 農業所得の収入金額	3
4 農業所得の必要経費	4
5 減価償却費の計算	5～7
6 収支内訳書の作成	8～9

(参考)

月別集計表の記載例	10～11
収支内訳書の記載例	12～13
主な減価償却資産の耐用年数表	14～16

お 問 い 合 わ せ

■三次市役所 (課税課市民税係)	(0824) 62-6122
■三次市各支所	
君田支所	(0824) 53-2111
布野支所	(0824) 54-2111
作木支所	(0824) 55-2111
吉舎支所	(0824) 43-3111
三良坂支所	(0824) 44-3111
三和支所	(0824) 52-3111
甲奴支所	(0847) 67-2121
■三次税務署	(0824) 62-2721 (代)

1 申告までの流れ

収支計算(収入－支出＝所得)は、その年の1月から12月までの間について、農業の実際の「収入金額」から「必要経費」を差し引き、実額で『農業所得』を計算します。

収支計算による申告までの流れは、次のとおりです。

① (取引の都度)

収入・経費に
関する書類の保存

・預貯金通帳・請求書・領収証(レシート)等を中心に、収入と経費の証明書類を保存します。【現金取引分を紛失しないように注意してください】

平成26年1月から、事業所得、不動産または山林所得のある方は記帳・帳簿等の保存が必要です

保存する書類や保存期間は下の表を参照してください。



② (12月～1月)

収入・経費の
1年間の集計

・保存した書類を基に、月別集計表等を書いてまとめます。

・家事消費分は、1年間分を一括して計上します。

・経費については、生活費分を除いてください。
(生活費分と混在しているものは使用割合に応じて按分してください。)



③ (1月～2月)

収支内訳書の作成
確定申告書

・月別集計表等から、収支内訳書の該当科目に転記します。

・取得価格10万円以上の建物・機械等は、別途減価償却費の計算が必要です。

・収支内訳書はご自分で作成して、確定申告書に添付してください。



④ (申告受付期間)

収支内訳書の提出
確定申告書

・確定申告書と収支内訳書の控えを必ず保管してください。

2 農業に関して保存しておく書類

(1) 書類保存の必要性和保存期間

収支計算をするためには、預貯金通帳を中心に、色々な証明書類を保存することが不可欠です。保存した書類は、所得計算の基礎となり、また、ご自分で申告した内容を立証するものとなります。書類が残っていないと、結果的にご自身が不利益を受けることになります。

書類の保存期間は次のとおりです。(所得税法で定められています。)

なお、申告年分ごとに整理し、紙袋や段ボールなどに入れて保存すると良いでしょう。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載すべき帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、領収書など	

(2) 保存方法等

次の①～③を参考に、保存方法や保存場所をしっかりと決めておきましょう。

- ① 必要経費の支払いに関して受け取った書類は、その都度、該当する経費科目を鉛筆書きする。
- ② 経費科目ごとに専用封筒を作成し、その都度、該当する封筒の中に入れる。
- ③ レシートなど小さいものは、紛失しないように、ノートなどに貼って保存する。

(3) 保存しておく書類

【収入】を証明する書類

科目	収支内訳書の 番号記号	保 存 し て お く 書 類	
		必須	
販 売 金 額	①	預貯金通帳	米穀その他の販売計算明細書、請求書(控)、領収証(控)
家事消費・事業消費	②		家事消費・事業消費に計上した金額の計算メモ[種類・数量・単価]
雑 収 入	③		雑収入の金額が分かる計算明細書、領収証(控)など

【経費】を証明する書類

科目	収支内訳書の 番号記号	保 存 し て お く 書 類		
		必須		
雇 人 費	⑧	預貯金通帳・請求書・領収証(レシート)は必ず保存	支払った農作業料金の領収証	
小作料・賃借料	⑨		小作料の領収証、ライスセンター・カントリーエレベーター利用料通知書、振込通知書	
減 価 償 却 費	⑩		減価償却資産を購入した際の契約書、領収証、農機具販売証明書	
利 子 割 引 料	⑫		農業に関して借り入れた金融機関からの返済予定表	
租 税 公 課	イ		固定資産税の納税通知書と課税明細書(毎年5月に送付)、領収証	
種 苗 費	ロ		預貯金通帳からの引落とし明細書 (購買ご利用明細書)	
肥 料 費	ニ			
農 具 費	ヘ			
農 薬 衛 生 費	ト			
諸 材 料 費	チ			
修 繕 費	リ			
動 力 光 熱 費	ヌ			現金購入の領収証(レシート)など
作 業 用 衣 料 費	ル		各種の伝票など	
農 業 共 済 掛 金	ヲ			
荷 造 運 賃 手 数 料	ワ			
土 地 改 良 費	カ	土地改良区から受け取る賦課金通知書(証明書)		
雑 費	ツ	営農集団から受け取る証明書など、雑費を証明する書類		

3 農業所得の収入金額

次のようなものが、農業の収入になります。

【収入】の内容

科目	収支内訳書の 番号記号	収入の内容	注意事項
販売金額	①	イ 米の販売金額(農協への委託販売収入) ロ 自主流通米の精算金(入金があった年に、その入金額を計上します) ハ 米の個人売買、業者への販売 ニ 青空市、100円市、アンテナショップ等の出荷売上金額 ホ ワラ、もみ殻などの副産物の販売 ヘ ぐず米、もち米、しめ縄、もち代 など	家族名義による 農産物の出荷収入 金額が計上漏れに ならないよう注意 してください。
家事消費 事業消費	②	ト 米の自家消費(保有米・縁故米) チ 野菜の自家消費 リ 現物支給による米などの事業消費	* 自家消費は年間分を一括計上します。 * 事業消費は、現物を現金に置き換えて 収入・経費に同じ額を計上します。
雑収入	③	ヌ 農作物に対する各種共済金、補償金、水田農業構造改革交付金 ル 農作業の受託収入(例:粗起こし、育苗、田植、刈取り、乾燥調整、粃摺り等) ヲ 農業の休止、転換、廃止に伴う農業収益の補償金 ワ 農業の各種補助金、奨励金(市町村等からの給付金など) カ 農業申告主が受け取る中山間地域等直接支払制度交付金 (中山間収入－中山間経費＝中山間所得) ヨ 営農集団からの役員報酬、出役賃金、機械賃借料 など タ 米の直接支払交付金 レ 敷地料(電話会社や電力会社など) ソ 農業関係の各種交付金・補助金・補償金など	

【備考】

- 1 小作料収入・電柱等の敷地料・営農集団から受け取る地代などは、本来は「不動産所得の収入」ですが、他に貸付している不動産がない場合は、農業の雑収入に含めても差し支えありません。
- 2 次のものは通帳に振り込みされることが多いですが、農業所得の収入には含めないでください。
 - 農業委員手当、農協や共済組合の協力委員手当など……………給与所得の収入
 - 営農貯金や各種預貯金の利息……………利子所得の収入
 - 農協への出資に対する配当金……………配当所得の収入

4 農業所得の必要経費

次のようなものが、農業の経費になります。

【経費】の内容

科目	収支内訳書の 番号記号	経 費 の 内 容	必要経費に ならないもの
雇 人 費	⑧	農作業にかかる支払給料や現物支給、請負耕作料、賄費等	同一年計の家族への支払
小作料・賃借料	⑨	小作料、機械借料、共同施設(ライスセンター・カントリーエレベーター)使用料	
減 価 償 却 費	⑩	取得価額10万円以上の農業用建物、機械、車両等の償却費	耐用年数を経過したもの
利 子 割 引 料	⑫	農業用(農業用資産の取得のため)借入金の支払利息等	元金部分
租 税 公 課	イ	農業部分の固定資産税、自動車税、軽自動車税、印紙、部会費、水利費等	所得税・住民税・国保税・国民年金保険料等
種 苗 費	ロ	種子、苗、種いも代、苗木購入代、育苗センターへの支払等	
素 畜 費	ハ	子牛等の購入費、購入のための諸費用	
肥 料 費	ニ	化学肥料、たい肥の購入費等	
飼 料 費	ホ	購入した飼料の代金	
農 具 費	ヘ	取得価額10万円未満の農具代【10万円以上のものは減価償却計算】	
農 薬 衛 生 費	ト	農薬購入や協同防除負担金、除草剤等	
諸 材 料 費	チ	生産資材(ビニール・縄・支柱など)の購入費用	生活費分
修 繕 費	リ	農業用施設、建物、農機具、トラック等の修理代、車検費用	生活系の住宅の修繕 や乗用車の車検代等
動 力 光 熱 費	ヌ	農業に使用した電気、水道、ガソリン・軽油等の燃料費	
作 業 用 衣 料 費	ル	農作業に使用した衣類、長靴、手袋、合羽、手拭、帽子等	生活用の衣料代等
農 業 共 済 掛 金	ヲ	水稻、農業施設に対する共済掛金(居住用部分を除く)	生命保険の掛金、JA建更 のうち積立部分
荷 造 運 賃 手 数 料	ワ	出荷用資材費(米袋など)、農協や市場等の運賃・手数料	
土 地 改 良 費	カ	土地改良費のうち必要経費部分 (10a当たり1万円未満の賦課金は、 全額が経費)	
(空欄)	ヨ コ ソ	〔 該当する科目がない場合で 雑費以外の科目を設定する 時に「空欄」を活用します 〕 例1: 各種営農拠出金 例2: 営農集団利用料	
雑 費	ツ	上記以外で農業を経営する上で必要な費用 (農業新聞、家の光など)	生活費分

【備考】 ハ「素畜費」・ホ「飼料費」は畜産農家に特有の経費です。

- 【注意事項】
- 生活費分は、農業の経費になりません。
自分や家族が働いた日当(自家労賃)は経費にはなりません。
 - 次の経費科目には、生活費分が混在していることが多いので、その部分は確実に除いてください。
租税公課(固定資産税、自動車税等)、動力光熱費(電気、水道、燃料費)
共済掛金(車両任意保険、JA建更)、減価償却費
農業用、生活用の両方に関係する経費は、合理的に計算して生活費分を除いてください。

5 減価償却費の計算

(1) 減価償却の意味

農業用の建物・車両・農機具等で取得価額10万円以上のものは、決められた年数(耐用年数)により割算(償却)し、少しずつ経費に計上していきます。

たとえば、その年に大型農機具等を購入しても、全額をその年の経費にすることはできません。取得価額による経費への計上方法は、次のとおりです。

1台の取得価額	経費への計上方法	
20万円以上	必ず減価償却の計算が必要となります	耐用年数を基に計算し計上します
20万円未満 、 10万円以上	①と②のどちらかを選択できます ① 3年間での均等償却が可能 ・旧定額法の残存価格計算はしない ・年途中の購入は月割計算をしない ② 通常の減価償却の計算	左枠の①の3年均等償却の【計算例】 〇〇年8月に18万円の草刈機を購入 1年目の経費 18万円×1/3 = 6万円 2年目の経費 18万円×1/3 = 6万円 3年目の経費 18万円×1/3 = 6万円 《3年間で全額を引ききることができます》18万円
10万円未満	全額を購入した年の経費に計上できます	「農具費」に計上します

なお、国や県・市町から補助金が交付される資産を取得した場合は、補助金を差し引きした後の価額を上記に当てはめて判断することになります。

(2) 減価償却資産の把握

償却の計算を行う場合、何を、いつ、いくらで買ったかが重要な鍵になります。

今後新しく購入する機械等については、その契約書や領収証等を大切に保存してください。

(3) 減価償却の計算例

償却方法には、定額法と定率法とがありますが、特に届出をしない場合は「定額法」となります。なお、定率法についての記載は、省略させていただきます。

【新定額法による計算式】

○「平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」

償却可能限度額及び残存価格が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{農業専用割合} = \text{その年の減価償却費}$$

(消費税を含む)

【旧定額法による計算式】

○「平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」

$$\text{取得価格} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{農業専用割合} = \text{その年の減価償却費}$$

(消費税を含む)

【考え方】 取得価額の90%部分について、償却費として経費に計上していきます。

残りの10%部分の処理は、次のとおりです。

- * 10% → 5% — 償却の最終年又はその翌年に、取得価額の5%を償却額に加算できます。
 * 10% → 5% — 耐用年数が経過したものについては、5%の残存価格を5年で均等償却します。
 (残存価格) (最後に備忘価額として1円残します。)
 償却費の額 = (取得価額 - 取得価額の95%相当額 - 1円) ÷ 5

(4) 主な農業用資産の耐用年数と償却率

①旧定額法：平成19年3月31日以前取得の償却率

②新定額法：平成19年4月1日以後取得の償却率

種類	用途・構造	細目	耐用年数 (平成21年分から)	償却率	
				①旧定額法	②新定額法
建物	木造	倉庫用、作業場(納屋)	15年	0.066	0.067
	金属造	骨格材の肉厚で耐用年数が異なるため、13ページをご覧ください			
農林業用 償却資産	トラクター	耕運機・乗用型トラクター	7年	0.142	0.143
	栽培管理用 機具	田植機、育苗機、は種機、スプリ ンクラーなど	7年	0.142	0.143
	防除用機具	散粉機、噴霧機など	7年	0.142	0.143
	穀類収穫調 整用機具	コンバイン、刈取機(バインダー を含む)など	7年	0.142	0.143
		その他(例：ウインドロウアー、 籾すり機、乾燥機など)	7年	0.142	0.143
運搬用機具	例：トップカー	7年	0.142	0.143	
車両	一般用	軽自動車(例：軽トラ)	4年	0.250	0.250
		貨物自動車	5年	0.200	0.200

(備考)

1 上の表は、水稻農家が使用する減価償却資産の主なものを掲げています。
耐用年数の区分は、その資産の用途・構造によって細かく分けて規定されています。
この表に掲げられていない農業用資産についてはP14～P16をご覧ください。
なお、平成21年分から、農業用減価償却資産の耐用年数はが見直されました。

2 中古資産の耐用年数の見積り方法は、次のとおりです。

【簡便法】

(1) 耐用年数の全部を経過している場合

…法定耐用年数 × 0.2 = 残存耐用年数

⇒ (7) (1.4) → [2年]

↳ 10年使用したトラクター(耐用年数7年)を購入した例

(2) 耐用年数の一部を経過している場合

…(法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 0.2) = 残存耐用年数

⇒ (7) (3) (3) (4.6) → [4年]

↳ 3年使用したトラクター(耐用年数7年)を購入した例

【注】

- ・中古の耐用年数は最低でも2年
- ・1年未満の端数は切り捨てる

(5) 減価償却資産を処分・売却した場合

① 処分した場合

- ・本年分の必要経費算入額 + 未償却残高 + 処分費用
→「減価償却資産処分損」または「減価償却資産除去損」として必要経費に算入します。

② 売却した場合

→農業所得ではなく、総合課税の譲渡所得として申告します。その際には売却額を「収入」、必要経費算入額+未償却残高を「経費」に計上します。
未償却残高のうち、売却月の前月分までは農業所得の経費へ、売却月分以降は譲渡所得の経費へ計上します。
(注)使用可能期間が1年以上で、取得価額が10万円未満である減価償却資産又は一括償却資産の必要経費算入の規定の適用を受けた減価償却資産の譲渡による所得は原則「事業所得」か「雑所得」になります。

(6) 減価償却資産の耐用年数の改正

- ① 平成20年度の税制改正により、農業用償却資産の耐用年数が大幅に改正され、ほとんどの農業用償却資産の耐用年数が一律7年になりました。

※詳しくはP14～P16の「主な減価償却資産の耐用年数表」をご覧ください

例： モーター 旧10年 ⇒ 7年 乗用型トラクター 旧8年 ⇒ 7年

- ② 個人の農業所得の申告については平成21年分から適用となります。

耐用年数の変更は平成20年分以前から登録されている資産についても対象となります。

その際は、平成20年分までの償却額の累計及び未償却残高はそのまま平成21年分に引き継がれます。

- ③ 耐用年数変更に伴う旧定額法の取り扱い

耐用年数に関わらず、前年分までの各年分においてした減価償却費の累計額が取得価額の95%相当額(償却可能限度額)になるまで減価償却費として計算します。

- ④ 計算方法

例：農業用コンバイン自脱型（旧：5年、新：7年）

平成17年1月購入 取得価額 120万円（平成19年3月以前購入なので旧定額法で計算します。）

償却の基礎になる金額 $1,200,000円 \times 90\% = 1,080,000円$

年数	申告年分	耐用年数	償却率	償却費(円)	未償却残高(円)	備考欄
1	平成17年分	5年	0.200	216,000	984,000	1,200,000 - 216,000 (本体価格) (償却費)
2	平成18年分	5年	0.200	216,000	768,000	
3	平成19年分	5年	0.200	216,000	552,000	
4	平成20年分	5年	0.200	216,000	336,000	
5	平成21年分	7年	0.142	153,360	182,640	未償却残高は平成20年分までの残高 - 21年分償却費
6	平成22年分	7年	0.142	122,640	60,000	残存価額(本体価格の5%)を残す
7	平成23年分			12,000	48,000	5年均等償却①
8	平成24年分			12,000	36,000	5年均等償却②
9	平成25年分			12,000	24,000	5年均等償却③
10	平成26年分			12,000	12,000	5年均等償却④
11	平成27年分			11,999	1	5年均等償却⑤ 最後に1円残す

6 収支内訳書の作成

「月別集計表」を活用して、収入と経費を月別にまとめてあると、収支内訳書の作成を容易に行うことができます。

(1) 収支内訳書作成までの流れ

① 1年を通じ保存してきた書類を基に、収入と経費について、「月別集計表」の該当欄に記載していきます。記載に当たって、次の点に留意してください。

- ・農協の購買品については、9ページの「供給取引一覧表」の活用例を参考に科目の振分を行う。
- ・現金購入分は、保存している領収証などを基に、該当する経費科目欄に記載する。

② 家事消費〔米(保有米・縁故米)や自家用野菜〕は、1年間分を一括して計上してよいので、

↓ 月別集計表を活用して計算してください。

③ 月別集計表の番号・記号は、収支内訳書の番号・記号と一致しているので、月別集計表「申告

↓ 額」欄の金額を、収支内訳書の同じ番号・記号へ、転記していきます。

④ 減価償却の計算は、直接、収支内訳書の裏面で計算することになりますが、その際には、前年の計算内容を参考にしながら、本年分の償却費はいくらかを計算していくと分かりやすいです。

(2) 家事消費の計算

【米】各農家の販売実績により計算します。

【例】年間の米の収穫量 100 袋

内 訳	・農協へ販売した量	70	袋
	・農協以外へ販売した量	10	袋
	・保有米・縁故米	15	袋
	事業消費(秋作業2、小作料3)	5	袋

米の販売金額 (契約金+概算金+その年の自主流通 米精算金の入金など)

(ア) 541,266 円

米の販売数量(農協以外への販売分も含む)

(イ) 80 袋 (70袋+10袋)

1袋当たりの販売単価 = 6,700 円 (ア)÷(イ)

(保有米・縁故米)(1袋の単価) 自家消費額

15袋 × 6,700円 = 100,500 円

【自家用野菜】

一人当たりの消費金額を見積もり、消費実人員を乗じることで、世帯合計の消費額を計算します。

【例】一人当たりの消費金額(年間)	<u>20,000</u>	円
世帯構成	消費実人員	
大人(3)	<u>3</u>	人
(子供2 高齢者1)	<u>1.5</u>	人
合計	<u>4.5</u>	人
(一人の消費金額)(消費実人員)	自家消費額	
20,000円 × 4.5 人 =	<u>90,000</u>	円

《備考》消費実人員や作付面積に変動がなければ毎年同じ金額を計上しても差し支えない。

【備考】飯米のみの農家は販売実績がないため、その年の政府買入価格などを基に1袋単価を算定する。

(3) 農業専用割合の考え方

農業用・家事用のいずれにも使用する費用については、次の例を参考にし合理的に見積もって(農業専用割合を乗じて)計算し、**農業用部分のみの金額を経費に計上**します。

なお、軽トラの農業専用割合が50%と仮定した場合、減価償却費・燃料費・自動車税・任意保険・車検費用などを軽トラに関連する経費は、同じ比率を乗じて、農業用部分の金額を計算します。

* 車両関係(減価償却費・燃料費・自動車税・任意保険など)

考え方: 農繁期とそれ以外、走行距離の比率

$$\text{(例)} \frac{\text{6か月(4月～9月)分の農業部分の走行距離}}{\text{12か月分の走行距離}} = 50\%$$

* 建物関係(納屋の減価償却費・固定資産税など)

考え方: 農業用と居住用の面積比率

$$\text{(例)} \frac{\text{農業用(1階の農機具倉庫) } 70\text{m}^2}{\text{1階の農機具倉庫+2階の生活用物置 } 100\text{m}^2} = 70\%$$

* 水道光熱費(農業用動力光熱費としての水道料)

考え方: 農繁期による増加部分

(例)	水道料金	5月引落し(2月3月使用分)	7,140円	} 差引増加部分 1,810円
	水道料金	7月引落し(4月5月使用分)	8,950円	

(4) 「供給取引一覧表」を活用した経費科目の振り分け方の一例

農協が配送センターの利用明細書(取引日順)を発行している場合には、次を参考に経費科目の振り分けを行って、月別集計表に転記・整理すると便利です。

なお、現金購入分は領収証などを基に、同様の作業を行うことになります。

三次市〇〇町××番地 三次 豊作 様		供給取引一覧表			【活用例】 △△農業協同組合	
1月1日から12月31日までに ご入金済のご利用明細						
					《月別集計表への記載要領》	
取引日	取扱支所名	供給金額	品目名	記号	経費科目	記載金額 円
1.22	〇〇支店	2,550	農業新聞	→ ツ	雑費	2,550
2.16	△△農機車両 センター	840,000 26,500	軽自動車 付属品	→ ×	【減価償却資産】 <small>〈取得価額866,500〉</small> (別途に償却計算する)	
3.16	〇〇支店	3,150 2,100 1,050	スミチオン乳剤 タチガレエース ウルフエース	→ ト	農薬費	6,300
4.2	〇〇支店	19,950	種子コシカリ	→ □	種苗費	19,950
5.5	××支店	3,150	そうめん250g	→ ×	[生活費]	—
6.3	〇〇支店	73,500	スーパー草刈機	→ へ	農具費	73,500
8.24	LPガスセンター	3,150	〇月検針……	→ ×	[生活費]	—
8.31	△△支店	4,200	ガソリン	→ 又	動力光熱費	※農業部分のみ <small>(農業専用割合を乗じて計算する)</small>
9.9	〇〇支店	8,380	家の光(前納)	→ ツ	雑費	8,380
10.12	△△支店	5,040 2,100	農作業用合羽 肌着シャツ	→ ル → ×	作業用衣料費 [生活費]	5,040 —

年分

農業所得収支計算月別集計表【記載例】

(裏面の説明などを参考にしてください。)

◆収支内訳書への転記番号・記号

科目		月別												小計		合計				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
収入	① 農協		米31,266								米420,000			451,266		①	541,266			
	農協以外										個人売り 90,000			90,000						
	② 家事消費										現物支給2袋13,400 小作料3袋20,100	家事消費(米)100,500 家事消費(野菜)90,000			33,500	190,500	②	224,000		
	③ 雑収入	中山間収入120,000									電柱代1,800	電話敷地料2,800			124,600		③	124,600		
	収入合計																(889,866)			
経費	⑧ 雇人費					田植え10,000					稲刈り・乾燥調整62,500 現物支給2袋13,400			85,900		⑧	85,900			
	⑨ 小作料・賃借料										小作料3袋20,100			20,100		⑨	20,100			
	⑫ 利子割引料															⑫				
	イ 租税	固定資産税 (農地・納屋等)	田畑・納屋の課税標準額2,380,000×0.014=33,320											33,320		イ	35,320			
		公課その他	軽トラ軽自動車税4,000円の50%=2,000											2,000						
	ロ 種苗費					19,950								19,950		ロ	19,950			
	ハ 素畜費															ハ				
	ニ 肥料費					25,610	23,773							49,383		ニ	49,383			
	ホ 飼料費															ホ				
	ヘ 農具費							73,500			75,163	8,675		157,338		ヘ	157,338			
	ト 農薬衛生費			6,300							19,032	15,266		40,598		ト	40,598			
	チ 諸材料費											4,589		4,589		チ	4,589			
	リ 修繕費										軽トラ車検代84,000円の50%=42,000		20,000	62,000		リ	62,000			
	ヌ 動力費	電気動力一般	550	550	550	550	550	550	550	550	550	560	2,000	1,000	550	8,510		ヌ	44,325	
		水道代					1,810							780		2,590				
ガソリン						草刈機ほか1,230 草刈機ほか2,460					草刈機ほか3,590				7,280	22,345				
軽油・灯油						軽トラ4~7月、9.10月ガソリン代44,690円の50%=22,345														
混合油・オイル						1,800					1,800				3,600					
ル 作業用衣料費					1,780					5,040				6,820		ル	6,820			
ヲ 農業共済掛金			38,400											38,400		ヲ	38,400			
ワ 荷造運賃手数料																ワ				
カ 土地改良費												16,300		16,300		カ	16,300			
ヨ 中山間経費	58,000													58,000		ヨ	58,000			
タ																タ				
レ																レ				
ソ																ソ				
ツ 雑費	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	10,930	13,730	2,550	2,550	50,160		ツ	50,160			
	経費合計																(689,183)			

【注意】 1 経費の科目が分からないものは、経費欄の空欄や雑費に計上してください。雑費の内訳がわかるようにしてください。

2 農業用の建物・車両・農機具などで取得価額が10万円以上のものは『減価償却費』として必要経費に算入できますので、契約書や領収書などを申告会場へお持ちください。

3 生活費分は農業の経費になりません。農業用、生活用の両方に関係する経費は、合理的に計算して生活費分を除いてください。

4 肉用牛がある場合は、米や野菜などとは別の用紙に記入されるか、同じ用紙に記入される場合は、2段書きなどとして区別してください。

収支差引計

(200,683)

(減価償却費は除く)

農業所得の収入と経費の説明や注意点

収入	①	販売金額	農協などへの米や野菜、花などの販売金額、自主流通米の精算金、米や野菜、花などの個人や業者への販売分、市（いち）などへの出荷売上金額、農協以外へ販売したものの代金、くず米、もち米、家族名義などの販売分、預貯金通帳などへの振込入金分などを計上する。	
	②	家事消費費	家事消費分（保有米、縁故米、野菜）や現物支給による米の事業消費分を計上する。	
	③	雑収入	農作業の受託収入（粗起こし、田植え、刈取りなど）、共済金、敷地料（電話会社や電力会社など）、中山間交付金の収入、米の直接支払交付金、農業関係の交付金・補償金・補助金などを計上する。	
	⑧	雇人費	農作業にかかる現金支払分や現物支給分を計上する。自分の作業代や家族に支払ったものは含まない。	
	⑨	小作料・賃借料	小作料、機械借料、ライセンスやカントリーエレベーターの利用料、米など現物支給したものを計上する。	
	⑫	利子割引料	農業用の借入金の支払利息などを計上する。元金や農業以外のものは含まない。	
	イ	租税課	固定資産税（農地・納屋等）	農地（田んぼや畑など）や納屋などの農業分を計上する。住居部分は除く。固定資産税の明細書をお持ちください。
		その他		軽自動車税、部会費、水利費などを計上する。所得税、住民税、国保税、国民年金保険料などは含まない。
	ロ	種苗費		米や野菜、花などの種、苗、苗木などの購入代を計上する。
	ハ	素畜費		子牛やにわとりなどの購入代、購入のための諸費用などを計上する。
	ニ	肥料費		化学肥料やたい肥などの購入代を計上する。
	ホ	飼料費		子牛やにわとりなどの飼料代を計上する。
ヘ	農具費		取得価額が10万円未満の農具代を計上する。取得価額が10万円以上のものは減価償却費です。	
ト	農薬衛生費		農薬や除草剤などの購入代を計上する。	
チ	諸材料費		生産資材（ビニール、縄、支柱など）の購入代を計上する。生活費分は除く。	
リ	修繕費		農業分の施設、農機具やトラックなどの修理代、農業分の車検代などを計上する。農業に関係ない住宅の修繕や車検代などは含まない。	
ヌ	動力光熱費	電気料	農業分の電気代、水道代、ガソリン代、軽油代、灯油代、混合油代、オイル代を計上する。また、これらの動力光熱費のうち、生活費分は除く。	
		動力一般		
		水道代		
		ガソリン		
		軽油・灯油		
混合油・オイル				
ル	作業用衣料費		農作業などに必要な衣類、帽子、長靴、手袋などの購入代を計上する。生活用の衣料代などは含まない。	
ヲ	農業共済掛金		水稲、農業施設に対する共済掛金を計上する。生命保険の掛金、JA建更の積立部分は除く。	
ワ	荷造運賃手数料		出荷用資材（米袋など）の費用、農協や市場などの運賃・手数料などを計上する。	
カ	土地改良費		土地改良費のうち、必要経費分だけを計上する。	
ヨ			上記のイ～カにあてはまらないもの（例：中山間交付金の経費など）をヨ～ソに計上してください。	
タ				
レ				
ソ				
ツ	雑費		上記以外で農業に関する経費を計上する。雑費の内訳がわかるようにしてください。生活費分は農業の経費になりません。	

家事消費・事業消費の内訳

【記載例】

■家事消費の米分と野菜分は次の計算により計上してください。

1. 米の家事消費（保有米、縁故米）について

保有米、縁故米の袋数④ 15 袋 × 1袋当たりの販売単価⑤ 6,700 円

④ × ⑤ = 米の年間の家事消費の金額 100,500 円 【R】

◆米の収穫量等

○年間の米の収穫量 100 袋

・農協へ販売した量 70 袋

・農協以外へ販売した量 10 袋

・保有米、縁故米 15 袋④

・事業消費分 5 袋

内訳

【注意】

米の家事消費の金額Rと野菜の家事消費の金額Vを反対面の収入欄の②家事消費欄の小計に転記してください。

◆米の家事消費の計算方法

・米の販売金額（農協以外への販売分も含む）

(ア) 541,266 円

・米の販売数量（農協以外への販売分も含む）

(イ) 80 袋

・1袋当たりの販売単価

(ア) ÷ (イ) 6,700 円⑤

2. 野菜の家事消費について

1人当たりの野菜の消費金額（年間）⑥ 20,000 円 × 消費合計人数⑦ 4.5 人

⑥ × ⑦ = 野菜の年間の家事消費の金額 90,000 円 【V】

◆野菜の家事消費の計算方法

・1人当たりの消費金額（年間）

20,000 円 ⑥

世帯構成 消費実人員

大人 3 人

こども 1.5 人

合計 4.5 人 ⑦

■次のような収入は、農業所得ではありませんので申告の際は注意してください。

●農協への出資に対する配当金は「配当収入」になります。

●農業委員手当、農協や共済組合の協力委員手当などは「給与収入」になります。

年分収支内訳書 (農業所得用)

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告に添付してください。

【記載例】

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	三次市〇〇町××番地	業種名		事務所所在地	
フリガナ氏名	ミヨシ ホウサク 三次 豊作	農園名		氏名	
		電話番号		電話番号	

年 月 日提出

番号

(自 月 日 至 月 日)

○提出には、必ず提出用を使ってください。

11		金額 (円)						科目		金額 (円)						
収入金額	販売金額 ①		5	4	1	2	6	6	経費	修繕費 リ		6	2	0	0	0
	家事消費金額 ②		2	2	4	0	0	0		動力光熱費 ヌ		4	4	3	2	5
	雑収入 ③		1	2	4	6	0	0		作業用衣料費 ル		6	8	2	0	
	小計 (①+②+③) ④		8	8	9	8	6	6		農業共済掛金 ヲ		3	8	4	0	0
	農産物の期首 ⑤									荷造運賃手数料 ワ						
	棚卸高 ⑥									土地改良費 カ		1	6	3	0	0
	小計 (④-⑤+⑥) ⑦		8	8	9	8	6	6		当農集団利用料 コ						
	雇人費 ⑧			8	5	9	0	0		中山間経費 タ		5	8	0	0	0
	小作料・賃借料 ⑨			2	0	1	0	0		その他						
	減価償却費 ⑩		1	2	1	9	8	0		雑費 ツ		5	0	1	6	0
	貸倒金 ⑪									農産物以外の期首 ⑬						
	利子割引料 ⑫									棚卸高 ⑭						
その他	租税公課 イ		3	5	3	2	0	経費から差し引く果樹・牛馬等の育成費用	ラ							
種苗費 ロ		1	9	9	5	0	小計 ⑬		5	8	3	1	8	3		
素畜費 ハ								経費計 (⑧~⑫までの計+⑬) ⑭		8	1	1	1	6	3	
肥料費 ニ		4	9	3	8	3	専従者控除前の所得金額 (⑦-⑭) ⑮			7	8	7	0	3		
飼料費 ホ								専従者控除 ⑯								
農具費 ヘ		1	5	7	3	3	8	所得金額 (⑮-⑯) ⑰			7	8	7	0	3	
農薬費 ト		4	0	5	9	8	⑰のうち、肉用牛について特例を適用を受ける金額									
衛生費 チ				4	5	8	9									
諸材料費																

○雇人費の内訳

氏名・住所又は・作業名	日数	現金物	合計	源泉徴収税額
△△町(田植) 三和 太郎	延日 1	10,000	10,000	0
□□町(乾燥調整) 君田 花子	3	62,500 13,400	75,900	0
その他(人分)				
計	4	72,500 13,400	85,900	

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃借料等の別	面積・数量	支払額
〇〇町 甲奴 次郎	小作料	90.0 a・kg	20,100

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数
(歳)		
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		<input type="text"/>

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 飼育頭羽数	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 飼育頭羽数	販売金額	家事消費 事業消費 金額	農産物の棚卸高				
				期首		期末						期首		期末		
				数量	金額	数量	金額					数量	金額	数量	金額	
田	米	65.0 ^a	541,266 ^円	100,500 ^円												
	米 (事業消費)			33,500												
	野菜			90,000												
	B 小計								0	0		0		0		
				農産物計 (A+B)				農産物計 (A+B)				農産物計 (A+B)				
畑	A 小計	65.0	541,266	224,000		0		0								
					畜産物その他				畜産物その他				畜産物その他			
					C 小計				C 小計				C 小計			
					合計 (A+B+C)				合計 (A+B+C)				合計 (A+B+C)			
					合計 (A+B+C)				合計 (A+B+C)				合計 (A+B+C)			
											雑収入の内訳		金額		金額	
											中山間交付金		120,000 ^円			
											電柱敷地代(○△電力)		1,800			
											電柱敷地代(○××電話)		2,800			
											合計		③		124,600	

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	ハ 償却率	ニ 本年中の 償却期	ホ 本年分の 普通償却費 (ロ×ハ×ニ)	ヘ 特別 償却費	ト 本年分の 償却費合計 (ホ+ヘ)	チ 事業専 用割合	リ 本年分の必要 経費算入額 (ト×チ)	ヌ 未償却残高 (期末残高)	摘要
納屋(木造)	1	元号 年月 昭和 62・5	1,500,000 ^円	75,000 ^円	-	-	-	# 12	15,000 ^円	0 ^円	15,000 ^円	100%	15,000 ^円	30,000 ^円	均等償却
トッパークー	1	平成 22・9	270,000	270,000	新定額	7	0.143	# 4 12	38,610	0	38,610	100	38,610	218,520	
トラクター	1	平成 8・3	1,260,000	63,000	-	-	-	# 12	12,600	0	12,600	100	12,600	25,200	均等償却
耕うん機	1	平成 22・4	390,000	390,000	新定額	7	0.143	# 9 12	55,770	0	55,770	100	55,770	292,403	
		.		0				# 0 12	0	0	0		0	0	
		.		0				# 0 12	0	0	0		0	0	
		.		0				# 0 12	0	0	0		0	0	
計									121,980	0	121,980		⑩ 121,980	566,123	

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

◎本年における特殊事情

果樹・牛馬等の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	イ 前年から の繰越額	育成費用の明細				ト 本年中に成 熟したもの の所得価額	チ 翌年への 繰越額 (イ+ヘ+ト)	ロ、ハ、ホの 欄の金額の 計算方法
			ロ 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	ハ 本年中の 肥料、農薬等 の投下費用	ニ 小計 (ロ+ハ)	ホ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額			
計		0	0	0	ラ	0	0	0	

主な減価償却資産の耐用年数表

① 建物

※新耐用年数は平成21年分申告から適用

構造又は用途	細目	耐用年数	
木造のもの	・店舗用、住宅用のもの	22年	
	・倉庫用、作業場用のもの (但し、著しく腐食性、及び蒸気の影響を直接全面的に受けるもの、著しく潮解性の固体を常置するものを除く)	15	
木造モルタル造のもの	・店舗用、住宅用のもの	20	
	・倉庫用、作業場用のもの	14	
簡易建物	・木製主要柱が10cm角以下でトタンぶき等	10	
	・掘立造のもの及び仮設のもの	7	
金属造	骨格材の肉厚が4mm超のもの	・店舗用、住宅用のもの	34
		・倉庫用、作業場用のもの	31
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの	・店舗用、住宅用のもの	27
		・倉庫用、作業場用のもの	24
れんが造、石造、ブロック造のもの	・店舗用、住宅用のもの	・倉庫用、作業場用のもの	38
			34
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	・住宅用のもの		47
		・店舗用のもの	39
		・倉庫用、作業場用のもの	38

構造又は用途	細目	新耐用年数	旧耐用年数
ビニールハウス (構築物)	・金属造のもの ・木骨造のもの ・その他のもの	14	15
		5	
		8	
温室(金属製の構築物)	*但し、温室が「家屋」として固定資産税が賦課されている場合は、「建物」の耐用年数による	14	15

② 農業用償却資産

構造又は用途	細目	新耐用年数	旧耐用年数
主としてコンクリート造れんが造、石造又はブロック造の構築物	○ 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく(電気牧さくを含む)	14年	17年
	○ その他のもの(例示:頭首工、えん提、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜ等)	17	20
主として金属製の構築物	○ 斜降索道設備	14	13
	○ その他のもの(例示:農用井戸、かん水用又は果樹だな等)	14	15
主として木造の構築物	例示:果樹又はホップだな、斜降索道設備、稲架、牧さく(電気牧さくを含む)等	5	5
土管を主とした構築物	例示:暗きよ、農用井戸、かんがい用配管等	10	10
その他の構築物	例示:薬剤散布及びかんがい用塩化ビニール配管等	8	8
電動機	例示:モーター	7	10
内燃機関、ボイラー及びポンプ	例示:ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン、ボイラー等	7	8
トラクター	○ 歩行型トラクター(耕運機)	7	5
	○ その他のもの(例示:乗用型トラクター等)	7	8

(農業用償却資産の続き)

※新耐用年数は平成21年分申告から適用

構造又は用途	細目	新耐用年数	旧耐用年数
耕うん整地用機具	例示: プラウ、ロータリ、ハロー、代掻機、鎮圧機、均平機、うねたて機、あぜ塗り機等	7年	5年
耕土造成改良用具	例示: 抜根機、心土破碎機、みぞ掘り機、穴掘り機等	7	5
栽培管理用機具	例示: たい肥散布機(マニアスプレッタ)、石灰散布機(ライムソウ)、は種機 施肥は種機(ブロードキャスタを含む。)、田植機、移植機、育苗機、中耕除草機、スプリンクラー、マルチャ、 動力剪定機、暖房機、温室自動天窓開閉装置、温室自動換気装置、温室用施肥かん水装置(除く槽・ポンプ) 剪枝機、走行式作業台、管理機等	7	5
防除用機具	例示: スピードスプレイヤー、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壌消毒機等	7	5
穀類収穫調製用	○ 自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウをのぞき、ハンターを含む)、稲わら収集機(自走式のものを除く)、わら処理カッター	7	5
	○ その他のもの 例示: 普通型コンバイン、ウインドロウアー、軋すり機、脱穀機、穀物乾燥機等	7	8
飼料作物収穫調製用機具	○ モーア、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く)、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレンジハーベスタ(自走式のものを除く)、ヘーベラー(自走式のものを除く)、ヘープレス ヘーローダー、ヘッドライヤー(連続式のものを除く)、ヘーエレベーター、フォレンジブローアー、サイレンジディストリビューター サイレンジアンローダー、飼料細断機	7	5
	○ その他のもの 例示: 自走式フォレンジハーベスター、自走式ヘーコンディショナー、自走式モアコンディショナー、自走式ヘーベラー、連続式自動ドライヤー、飼料成形機等	7	8
果樹・野菜又は花き収穫調製用機具	○ 野菜洗浄機、清浄機及び掘取機	7	5
	○ その他のもの(例示: しいたけ乾燥機、果実洗浄機等)	7	8
その他の農作物用	○ い草刈取機、い草選別機、い割機、い苗分割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機	7	5
	○ その他のもの 例示: ラミーはく皮機、たばこ乾燥機、こんにやく乾燥機	7	8
農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。)	○ 花苳織機及び畳表織機	7	5
	○ その他のもの 例示: 選果機、選別機、ワックス処理機、自動製函機、自動封かん機、洗卵選別機、わら打機、なわない機 なわ仕上機、製苳機、薄荷蒸りゆう機、干びょう製造機、蒸煮機、はく皮精製機、荒茶製造機、仕上茶製造機、いも切機等	7	8
家畜飼養管理用具	○ 自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工受精用機具、育成機 育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	7	5
	○ その他のもの(例示: 飼料粉碎機、飼料配合機等)	7	8
養蚕用機具	○ 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし	7	5
	○ その他のもの 例示: 蚕自動飼育装置、稚蚕飼育用温湿度自動調整装置、 ざ桑機、動力条払機、自動収繭機、繭毛羽取機、 蚕架、条桑育台、自動選繭機等	7	8
運搬用機具	例示: トレーラー、リヤカー、ワゴン、狐輪車、モノレールカー 動力運搬車、(一輪又は二輪)、農用舟等	7	4

(農業用償却資産の続き)

※新耐用年数は平成21年分申告から適用

構造又は用途	目	新耐用年数	旧耐用年数
その他の機具	○ きのこ栽培用ほだ木	3	2
	・ 生しいたけ栽培用のもの	3	4
	・ その他のもの	7	5
	○ 乾燥用バーナー	7	5
	○ その他のもの	7	10
	主として金属製のもの(例示: 精米機、精麦機等)	7	5
	その他のもの	7	5

● 自動車

自動車	年	[例示]
○ 小型車(660cc以下)	4 ←	軽四輪、軽トラ
○ 貨物自動車		
・ ダンプ式	4	
・ その他のもの	5 ←	トラック、ライトバン
○ 上記以外のもの	6	

①旧定額法：平成19年3月31日以前取得の償却率

②新定額法：平成19年4月1日以後取得の償却率

◆ 償却率表

耐用年数	償却率		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率	
	①旧定額法	②新定額法		①旧定額法	②新定額法		①旧定額法	②新定額法
2	0.500	0.500	18	0.055	0.056	34	0.030	0.030
3	0.333	0.334	19	0.052	0.053	35	0.029	0.029
4	0.250	0.250	20	0.050	0.050	36	0.028	0.028
5	0.200	0.200	21	0.048	0.048	37	0.027	0.028
6	0.166	0.167	22	0.046	0.046	38	0.027	0.027
7	0.142	0.143	23	0.044	0.044	39	0.026	0.026
8	0.125	0.125	24	0.042	0.042	40	0.025	0.025
9	0.111	0.112	25	0.040	0.040	41	0.025	0.025
10	0.100	0.100	26	0.039	0.039	42	0.024	0.024
11	0.090	0.091	27	0.037	0.038	43	0.024	0.024
12	0.083	0.084	28	0.036	0.036	44	0.023	0.023
13	0.076	0.077	29	0.035	0.035	45	0.023	0.023
14	0.071	0.072	30	0.034	0.034	46	0.022	0.022
15	0.066	0.067	31	0.033	0.033	47	0.022	0.022
16	0.062	0.063	32	0.032	0.032	48	0.021	0.021
17	0.058	0.059	33	0.031	0.031	49	0.021	0.021